

山口市文化の里 花咲きホール 登録アーティスト制度実施要項

「花咲きホールを拠点に芸術活動をしてみませんか！」

（趣旨）

山口市や山口市近郊を拠点に活動するプロまたはセミプロのアーティスト、又は、過去花咲きホールの自主公演等に出演するなど、つながりのあるプロまたはセミプロのアーティストの登録制度を制定します。

本制度により、舞台芸術活動をするアーティストに練習の場と発表の機会を提供し、アーティスト支援を行うことで地域の芸術活動の推進を図ります。また、子どもたちが芸術に触れる機会を創出します。

【登録条件等】

（登録資格）

- ◇ 音楽・演劇・ダンス等の芸術活動を行っている個人または団体とします。
 - ◇ 山口市・山口市近郊を拠点に活動している、又は、過去花咲きホールの自主公演等に出演するなど、つながりのある個人または団体とします。
 - ◇ 芸術活動を主に生業としている個人または団体とします。
- ※ 上記の項目を全て該当すること

（登録申請）

- ◇ 登録申請書を花咲きホールへ提出してください。
- ◇ 登録の可否は実績等を総合的に勘案して決定します。
- ◇ 登録する場合は登録書を発行します。
- ◇ 登録の有効期間は3年間です。継続して希望される場合は改めて申請が必要です。

（登録特典）

- ◇ 花咲きホールのステージ及び客席を練習会場として無料で使用できます。
- ◇ ピアノ（YAMAHA FCⅢ）を無料で使用できます。
- ◇ PR 写真・動画撮影等に利用できます。但し、録音機材、音響設備等は持ち込みとします。（照明は必要に応じて可能な限り点灯します）
- ◇ 地域イベントなどの出演について、主催者の依頼に応じて紹介します。

（登録条件等）

- ◇ 芸術活動の目的が政治活動・宗教活動でないことを条件とします。

- ✧ 芸術活動の内容が公序良俗に反していないことを条件とします。
- ✧ 事務所等に所属している場合でも個人として登録できることを条件とします。
- ✧ 年に一度以上、未就学児が入場でき、中学生以下無料の公演や体験型ワークショップ等（以下「公演等」を実施することを条件とします。
- ✧ 公演等は、花咲きホールと共催とします。
- ✧ 公演等は、有料（高校生以上）・無料どちらでも可能です。
- ✧ 公演等の出演料は支払いませんが、チケット収入は登録アーティストに帰属します。
- ✧ 公演等を実施する時は企画段階から花咲きホールと協議してください。
- ✧ 花咲きホールで実施する公演等に協力をお願いします。（PR・助言等）
- ✧ 積極的に花咲きホールの PR をお願いします。SNS を活用した PR は大歓迎です。

（ホール使用の運用）

- ✧ 所定の様式により事前予約とします。（使用料免除申請書添付）
- ✧ 使用日は、他の貸館との調整により決定します。
- ✧ 1ヶ月の使用日数は4日を限度とします。ただし、公演等のリハーサルに関してはこの限りではありません。
- ✧ 使用時間は、①9:00-12:00 ②13:00-16:00 の2枠を設けます。
- ✧ 一日に2枠の使用ができますが、連日の使用はできません。
- ✧ 運用の詳細は個別に協議をします。
- ✧ 要項等に反する行為があった場合は、即時に使用を停止します。

【花咲きホールが行うこと】

- 練習時のピアノ等、会場設営
- 練習日等の日程調整
- 登録アーティストの広報
- 地域イベントへの出演を斡旋
- 公演チケットの作成・販売
- 公演チラシの印刷・配布
- 公演時の一般的な照明設定、オペレーション（特殊効果が必要な場合はアーティスト負担で外注）

【登録アーティストが行うこと】

- 登録条件に則った公演等の実施

- 公演等のチラシデータの作成
- 花咲きホールが実施する自主事業等についての協力（PR・助言等）
- 花咲きホールの PR（SNS の発信等）

※ この要項に定めのない事項については、双方協議のうえ決定します。